

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和4年第1回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年3月31日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時25分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	浅見 寿和 学校施設管理課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	島田 裕司 子ども施設運営課長	櫻井 健 私立保育園課長	下河邊 純子 青少年課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	楠山 慶之 教育相談課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	田巻 正義 学力定着推進課長 飯塚 尚美 学務課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年3月31日

第1回足立区教育委員会臨時会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 1 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に早川委員、近藤委員をご指名いたしますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

それでは、日程第 1、第 1 1 号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 1 1 号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 1 1 号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料 5 ページ、第 1 1 号議案説明資料をご覧ください。

教育委員会事務局の組織改正があり、それに伴い、組織規則の一部改正をするという議案でございます。

主な改正内容について、ご説明いたします。

まず、教育指導部です。副参事の学校 ICT 推進担当を新たに設置いたします。また、就学前教育推進課を子ども家庭部へ移管いたします。これに関する規定整備を行うという内容です。

次に学校運営部です。区の契約事務規則の改正に伴いまして、それに関連いたします区立学校の所掌事項に関する契約に係る支出事務の規定整備をするものです。

次に子ども家庭部です。こちらは、副参事の就学前教育推進担当を新たに設置いたします。また、子

ども施設指導・支援課も新たに設置いたしますので、これに関する規定整備を行うという内容です。

6 ページへお進みください。その他です。

このたびの組織改正により、教育政策課から指導主事が転出いたしますので、これに関する規定整備の内容も含んでおります。

以上、令和 4 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。7 ページ以降、3 5 ページまで新旧対照表を付けております。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 1 1 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いします。何かご質問はございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 (2) の学校運営部に関する内容についてです。

今回の改正は、契約のうち、教育長権限のものを区立小中学校長権限に変更する内容だと思っておりますが、具体的にはどのように変更されるのでしょうか。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 これまでは、区の契約事務規則で教育長に委任された権限を、通達により学校長へ移譲しておりました。

今回の区の契約事務規則改正では、規則内において学校長権限として定めることとなりました。

運用上はほとんど変わりませんが、名目上は、教育長の権限を学校長に移譲する手間が省ける形となります。

○教育長 ほかにご質問はございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第 1 1 号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり、議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第2、第12号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第12号議案「令和3年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長 第12号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料37ページ、第12号議案説明資料をご覧ください。

教育委員会の事務の点検評価に関する議案でございます。

点検評価の目的は、項目1に記載のとおりでございます。

今年度は、当区の日本語指導事業につきまして、教育委員の皆様にご覧いただき、ご意見を頂戴したところでございます。

賜りましたご意見に対する教育委員会としての今後の方向性を、38ページにまとめてありますのでご覧いただきたいと存じます。

まず、「日本語学習ルームに通うのが困難なケースもあることから、オンライン指導も検討すべき」といった趣旨のご意見についてです。

現在、1人1台のタブレット環境が整っておりますので、こうした環境を生かして、いつでも学べる環境づくりの準備を進めてまいります。

以下、「研修等を通じて、講師間のレベルの差を解消していくこと。」「時間のロスを減らす工夫をしていくこと。」「夜間学級の人的・物的資源の充

実を支援していくこと。」を検討していきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第12号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いします。ご質疑は何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

小関委員。

○小関委員 全般的な方向性は良いと思うのですが、せっかく区で実施している内容なので、もっと周知してほしいと思います。

先ほど少しお聞きしたところ、足立区では教職経験者ととともに様々な取組を実施しており、他区ではそのような取組が少ないと聞きました。

せっかく、充実した支援を実施しているのですから、「足立区ではこういう取組を実施している」ということを、ホームページ等で支援が必要な方々に周知してください。

また、各学校や教育委員会内においても周知していただき、支援が必要となった際にスムーズに対応できるようにしてください。

以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 子どもたちや教員には周知されているのですが、地域等にどう周知するかが課題です。

関係部署と相談しながら、どのようなことができるのかを考えていきたいと思っております。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 若干の補足です。

会の正式な名称は失念してしまいましたが、東京都レベルで「外国籍の子どもたちに対する日本語指導の在り方を考える」趣旨の集まりがあり、そこから足立区の日本語学習ルームについて説明してほしいとの依頼がありました。

他自治体の例を見ると、外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語指導は、NPO法人等に任せる形

が多い状況です。

当区のように、教育委員会がイニシアチブを取って事業を実施しているケースは、非常に珍しいようです。

こうした点も踏まえて、どのように発信ができるかを考えたいと思います。

○教育長 ほかにはございますでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 私自身も昔、日本で日本語を習う子どもたちのように、海外で英語を勉強した経験がありますが大きなストレスを感じました。

日本語を習っている子どもたち及びそのご家族からは、どのような反応、評価が寄せられているのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 日本語学習ルームの指導員は報告書を作成しており、その中に「子どもたちの会話」「成長した内容」等がまとめられております。

私が覚えている内容になりますが、例えば、「都立高校を受けるための試験に向けて、試験対策、論文対策、面接対策の指導をしてもらって助かった」「勉強だけではなく、食生活や文化についても分かりやすく教えてもらった」との声がありました。

保護者からは、「日本での生活が変わった」等の意見をいただいています。様々な声がありますが、「日本語指導以外の面でも育ててもらった」という反応をたくさんいただいております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、「言葉」は、毎日の生活、文化、人間関係に繋がるものです。

また、「言葉だけではなく、様々な面で育ててもらった」という反応についても、とても大きな成果だと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これより第12号議案「令和3年度足立区教育委員会の権限に属する事

務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第3、第13号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第13号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第13号議案につきましては教育委員会事務局幹部職員の人事に関する案件でございますので、私から説明をさせていただきたいと思います。

資料39ページをご覧ください。

項目1、発令年月日が令和4年4月1日のものがございます。

部長級です。まず、現在、教育政策課長を務めております森課長が昇任をいたしまして、学校運営部長になります。また、学校施設管理課長の事務を取扱いいたします。

次に、上遠野子ども家庭部長が今回新設されます子ども施設指導・支援課長の事務を取扱いいたします。

課長級です。まず、現在、学力定着推進課長を務めております田巻課長が教育政策課長に異動いたしますが、従前務めておりました学力定着推進課長も兼務いたします。

次に、40ページをご覧ください。今回新設されます教育指導部副参事（学校ICT推進担当）につきましては、現在教育政策担当係長である秋元係長が昇任をいたします。

次に、現在子ども施設入園課長である安部課長が子ども施設運営課長に異動いたします。また、今回教育指導部から移管される副参事（就学前教育推進担当）を兼務いたします。

次に、私立保育園課長ですが、現在区議会事務局の調査係長である蜂谷係長が昇任をいたします。また、待機児ゼロ対策担当も兼務いたします。

次に、子ども施設入園課長ですが、現在新型コロナウイルス接種担当係長である平塚係長が昇任をいたします。

次に、現在江北保健センター長である山田課長が青少年課長に転入いたします。

次に、教育相談課長ですが、現在教育相談課の西新井教育相談係長である森田係長が昇任をいたします。

続きまして、41ページをご覧ください。

項目2、発令年月日が令和4年3月31日のものがございます。

部長級です。まず、現在、学校運営部長を務めております川口部長は、4月以降、足立市街地開発株式会社へ派遣になる予定でございます。

課長級です。まず、現在、小中連携教育担当と英語教育推進担当を務めております志村課長は、中央区へ異動いたします。

次に、現在、学校施設管理課長を務めております浅見課長は、都市建設部建築防災課長へ異動いたします。

次に、現在、子ども施設運営課長を務めております島田課長は、区民部納税課長へ異動いたします。

次に、現在、私立保育園課長を務めております櫻井課長は、総務部副参事（資産活用担当）へ異動いたします。

次に、現在、青少年課長を務めております下河邊課長は、社会福祉協議会福祉事業部長へ派遣になる予定でございます。

続いて、42ページをご覧ください。現在、教育相談課長を務めております楠山課長は、政策経営部あだち未来支援室長に昇任いたします。

私からの説明は以上でございます。

それでは、これより本案の審議に入ります。

第13号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑は何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第13号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

「その他」でございますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議はこれで全て終了いたしました。

さて、皆様もご承知のとおり、河本委員が本日をもってご退任することになりました。ここで、ご挨拶をいただきたいと存じます。河本委員、よろしくお願いたします。

○河本委員 4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

教育委員としての4年間は、自身の言動の重さや責任について、ずっと考えて向き合った4年間でした。

任期後半の2年間については、コロナ禍ということもあり、本来の教育活動の場に接する機会が非常に少なくなってしまったことが残念でなりません。

しかし、任期の4年間を通じて、皆さんと一緒に足立区の子どもに対する施策全てに触れることができました。改めて、足立の子どもたちは幸せだと実感しております。これもひとえに、教育長を柱とする教育委員会の皆様方の日頃の努力のおかげであり、この場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

あつという間の4年間でしたが、私もこの経験を今後に生かしたいと考えております。私事ではございますが、明日4月1日からは、我が母校に戻って、学校職員として働く予定です。

明日からは、子どもたち、学校、先生方のサポートをしながら、愛のある対応に努めていきたいと考えております。

本当に4年間お世話になりました。ありがとうございました。

○教育長 河本委員、本当に4年間ありがとうございました。私も昨年の4月に就任して以降、多くの話をさせていただきました。

先ほど、「愛のある対応」という発言がありましたが、河本委員からはそこかしこから「保護者の立場から教育を良くしたい」という思いと熱意を感じておりました。

本当に4年間お疲れさまでした。ありがとうございました。

「その他」で何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、第1回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時25分閉会

令和 4 年 第 1 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和 4 年 3 月 3 1 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 1 1 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……	2
日程第 2	第 1 2 号議案 令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価について……	3 6
日程第 3	第 1 3 号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について……	3 9

第 1 1 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日 出 夫

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育指導部の部就学前教育推進課の項を削り、同表
子ども家庭部の部子ども政策課の項の次に次のように加える。

子ども施設指導・支援課

第 3 条の表教育指導部の部中

「

- 6 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。 を
- 7 事務局の調整管理に関すること。

」

「

- 6 事務局の調整管理に関すること。 に改め、同

」

部の部教育政策課の款中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を
5 の項とし、7 の項を 6 の項とし、同部学力定着推進課の款 5 の項中「そ
だち指導員」の前に「学力定着指導員、」を加え、同部教育指導課の款
に次のように加える。

- 9 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関すること。

第 3 条の表教育指導部の部就学前教育推進課の款を削り、同表学校運
営部の部学校施設管理課の款 3 の項中「教育長」を「区立小中学校長」
に改め、同表子ども家庭部の部中

「

- 3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。
- 4 教育相談及び特別支援教育に関すること。

」

「

- 3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。
- 4 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。
- 5 教育相談及び特別支援教育に関すること。

」

同部子ども政策課の款の次に次のように加える。

子ども施設指導・支援課

- 1 就学前教育・保育施設の指導検査実施計画に関すること。
- 2 就学前教育・保育施設の指導検査に関すること。
- 3 就学前教育・保育施設の助言及び相談に関すること。
- 4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関すること。
- 5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部子ども施設運営課の款1の項中「区立認可保育所」を「区立園の運営」に改め、同款2の項中「区立認定こども園」を「区立園の指導・支援」に改め、同款に次のように加える。

- 3 幼保小連携活動の推進に関すること。
- 4 教育・保育の質の向上に関すること。

第7条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、部に統括指導主事及び指導主事を置くことができる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 1 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。</p> <p>1 主な改正内容（詳細は P 7 ～ 2 1 の新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 教育指導部</p> <p>副参事（学校 I C T 推進担当）新設に伴い、第 3 条の教育政策課の分掌事務から「4 I C T 教育の推進に関すること。」を削除する。</p> <p>また、就学前教育推進課の子ども家庭部への移管に伴い、第 2 条の「就学前教育推進課」を削除する。これと併せて、第 3 条の教育指導部の分掌事務から「6 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。」を削除するとともに、同条の就学前教育推進課の分掌事務を削除する。</p> <p>※ 副参事（学校 I C T 推進担当）の分掌事務は、「副参事及び係（担当係長）分掌事務」で別に定めている。【P 2 2 参照】</p> <p>(2) 学校運営部</p> <p>第 3 条の学校施設管理課の分掌事務中、区立学校の所掌事項に関する契約に係る支出事務について、当該契約を規定する足立区契約事務規則が令和 4 年 4 月 1 日付で改正されることを受け、「3 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、教育長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。」を「3 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。」に改める。</p> <p>(3) 子ども家庭部</p> <p>就学前教育推進課の子ども家庭部への移管にかかる副参事（就学前教育推進担当）新設に伴い、第 3 条の子ども家庭部の分掌事務に「3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。」を追加する。</p> <p>また、子ども施設指導・支援課新設に伴い、第 2 条に「子ども施設指導・支援課」を追加するとともに、第 3 条に子ども施設指導・支援課の分掌事務を追加する。</p> <p>※ 副参事（就学前教育推進担当）の分掌事務は、「副参事及び係（担当係長）分掌事務」で別に定めている。【P 2 2 参照】</p>

	<p>(4) その他</p> <p>教育政策課から指導主事が転出したことに伴い、第7条の「教育政策課に指導主事を置く。」を削除するとともに、同条に「2 前項に定めるもののほか、部に統括指導主事及び指導主事を置くことができる。」を追加する。</p> <p>2 施行年月日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>今後の方針</p>	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年3月15日教育委員会規則第4号</p> <p>改正</p> <p>平成13年3月30日教育委員会規則第4号 平成14年2月14日教育委員会規則第1号 平成15年3月31日教育委員会規則第4号 平成16年3月11日教育委員会規則第5号 平成17年3月10日教育委員会規則第2号 平成18年3月15日教育委員会規則第8号 平成19年3月14日教育委員会規則第1号 平成20年3月13日教育委員会規則第4号 平成21年4月1日教育委員会規則第12号 平成22年3月16日教育委員会規則第1号 平成23年3月31日教育委員会規則第7号 平成24年4月1日教育委員会規則第8号 平成25年4月1日教育委員会規則第2号 平成26年3月14日教育委員会規則第1号 平成27年3月13日教育委員会規則第6号 平成28年3月15日教育委員会規則第1号 平成29年3月13日教育委員会規則第3号 平成29年6月23日教育委員会規則第12号 平成30年3月13日教育委員会規則第3号 平成31年3月29日教育委員会規則第6号 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 令和3年3月31日教育委員会規則第1号</p> <p>足立区教育委員会事務局組織規則を公布する。</p>	<p>○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年3月15日教育委員会規則第4号</p> <p>改正</p> <p>平成13年3月30日教育委員会規則第4号 平成14年2月14日教育委員会規則第1号 平成15年3月31日教育委員会規則第4号 平成16年3月11日教育委員会規則第5号 平成17年3月10日教育委員会規則第2号 平成18年3月15日教育委員会規則第8号 平成19年3月14日教育委員会規則第1号 平成20年3月13日教育委員会規則第4号 平成21年4月1日教育委員会規則第12号 平成22年3月16日教育委員会規則第1号 平成23年3月31日教育委員会規則第7号 平成24年4月1日教育委員会規則第8号 平成25年4月1日教育委員会規則第2号 平成26年3月14日教育委員会規則第1号 平成27年3月13日教育委員会規則第6号 平成28年3月15日教育委員会規則第1号 平成29年3月13日教育委員会規則第3号 平成29年6月23日教育委員会規則第12号 平成30年3月13日教育委員会規則第3号 平成31年3月29日教育委員会規則第6号 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 令和3年3月31日教育委員会規則第1号</p> <p>足立区教育委員会事務局組織規則を公布する。</p>

改正前	改正後
<p>足立区教育委員会事務局組織規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 (部の設置及び分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課（以下「課」という。）は次のとおりとする。 教育指導部 教育政策課 学力定着推進課 教育指導課 <u>就学前教育推進課</u></p> <p>学校運営部 学校支援課 学校施設管理課 学務課</p> <p>子ども家庭部 子ども政策課 <u>(新設)</u> 子ども施設運営課 私立保育園課 子ども施設入園課 青少年課</p> <p>2 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、前項の課に係を置くことができる。 (分掌事務)</p>	<p>足立区教育委員会事務局組織規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 (部の設置及び分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課（以下「課」という。）は次のとおりとする。 教育指導部 教育政策課 学力定着推進課 教育指導課 <u>(削除)</u></p> <p>学校運営部 学校支援課 学校施設管理課 学務課</p> <p>子ども家庭部 子ども政策課 <u>子ども施設指導・支援課</u> 子ども施設運営課 私立保育園課 子ども施設入園課 青少年課</p> <p>2 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、前項の課に係を置くことができる。 (分掌事務)</p>

改正前	改正後
<p>第3条 前条第1項の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育指導部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育及び学校経営の指導・支援に関すること。 4 学力の定着・向上施策の推進に関すること。 5 教員の人事に関すること。 <u>6 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。</u> <u>7 事務局の調整管理に関すること。</u> <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 <u>4 ICT教育の推進に関すること。</u> <u>5 事務局の調整管理に関すること。</u> <u>6 文書及び公印に関すること。</u> <u>7 法規及び庁規に関すること。</u> <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎学力定着の推進に関すること。 2 区立学校経営の指導・支援に関すること。 3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。 4 エビデンスに基づく教育に関すること。 5 そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 <p>教育指導課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育管理職及び教職員の人事・サービスに係る東京都教育委員会との調整に関すること。 2 区立学校における教育課程等、学校教育に関すること。 	<p>第3条 前条第1項の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育指導部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育及び学校経営の指導・支援に関すること。 4 学力の定着・向上施策の推進に関すること。 5 教員の人事に関すること。 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6 事務局の調整管理に関すること。</u></p> <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4 事務局の調整管理に関すること。</u></p> <p><u>5 文書及び公印に関すること。</u></p> <p><u>6 法規及び庁規に関すること。</u></p> <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎学力定着の推進に関すること。 2 区立学校経営の指導・支援に関すること。 3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。 4 エビデンスに基づく教育に関すること。 5 <u>学力定着指導員</u>、そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 <p>教育指導課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育管理職及び教職員の人事・サービスに係る東京都教育委員会との調整に関すること。 2 区立学校における教育課程等、学校教育に関すること。

改正前	改正後
<p>3 区立学校への支援に関する事。</p> <p>4 教科書その他教材の取り扱いに関する事。</p> <p>5 教科用図書の採択に関する事。</p> <p>6 教育施策の推進に関する事。</p> <p>7 教職員の育成に関する事。</p> <p>8 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>就学前教育推進課</u></p> <p><u>1 就学前教育施策の推進に関する事。</u></p> <p><u>2 区立園の指導・支援に関する事。</u></p> <p><u>3 幼保小連携活動の推進に関する事。</u></p> <p>学校運営部</p> <p>1 学校の運営及び経理に関する事。</p> <p>2 学校と地域との連携による施策に関する事。</p> <p>3 学校の適正配置に関する事。</p> <p>4 児童・生徒の就学に関する事。</p> <p>5 学校保健及び学校給食に関する事。</p> <p>学校支援課</p> <p>1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。</p> <p>2 事務局職員の人事に関する事。</p> <p>3 開かれた学校づくりの推進に関する事。</p> <p>4 学校運営協議会に関する事。</p> <p>5 放課後子ども教室事業に関する事。</p> <p>6 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。</p> <p>7 学校勤務区職員の人事・サービスに関する事。</p> <p>8 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>	<p>3 区立学校への支援に関する事。</p> <p>4 教科書その他教材の取り扱いに関する事。</p> <p>5 教科用図書の採択に関する事。</p> <p>6 教育施策の推進に関する事。</p> <p>7 教職員の育成に関する事。</p> <p>8 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。</p> <p><u>9 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>学校運営部</p> <p>1 学校の運営及び経理に関する事。</p> <p>2 学校と地域との連携による施策に関する事。</p> <p>3 学校の適正配置に関する事。</p> <p>4 児童・生徒の就学に関する事。</p> <p>5 学校保健及び学校給食に関する事。</p> <p>学校支援課</p> <p>1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。</p> <p>2 事務局職員の人事に関する事。</p> <p>3 開かれた学校づくりの推進に関する事。</p> <p>4 学校運営協議会に関する事。</p> <p>5 放課後子ども教室事業に関する事。</p> <p>6 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。</p> <p>7 学校勤務区職員の人事・サービスに関する事。</p> <p>8 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>

改正前	改正後
<p>9 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関すること。</p> <p>10 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>11 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>12 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>13 部の調整管理に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>1 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>2 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p>3 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、教育長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p>4 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>2 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>3 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>4 就学援助及び進学援助に関すること。</p> <p>5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。</p> <p>6 学校給食に関すること。</p> <p>7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 子育て支援に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p> <p>4 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども政策課</p>	<p>9 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関すること。</p> <p>10 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>11 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>12 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>13 部の調整管理に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>1 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>2 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p>3 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p>4 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>2 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>3 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>4 就学援助及び進学援助に関すること。</p> <p>5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。</p> <p>6 学校給食に関すること。</p> <p>7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 子育て支援に関すること。</p> <p>3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。</p> <p>4 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p> <p>5 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども政策課</p>



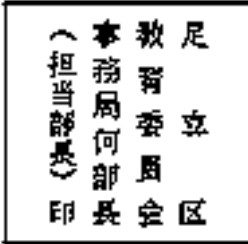







改正前	改正後
<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 8 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 9 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 10 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。 11 部の調整管理に関すること。 12 部内他の課及び係に属しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 8 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 9 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 10 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。 11 部の調整管理に関すること。 12 部内他の課及び係に属しないこと。
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>子ども施設指導・支援課</u></p>
	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 就学前教育・保育施設の指導検査実施計画に関すること。</u> <u>2 就学前教育・保育施設の指導検査に関すること。</u> <u>3 就学前教育・保育施設の助言及び相談に関すること。</u> <u>4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関すること。</u> <u>5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関すること。</u>
<p>子ども施設運営課</p>	<p>子ども施設運営課</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>区立認可保育所に関すること。</u> 2 <u>区立認定こども園に関すること。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>区立園の運営に関すること。</u> 2 <u>区立園の指導・支援に関すること。</u> 3 <u>幼保小連携活動の推進に関すること。</u> 4 <u>教育・保育の質の向上に関すること。</u>
<p>私立保育園課</p>	<p>私立保育園課</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 私立認可保育所に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立認可保育所に関すること。

改正前	改正後
<p>2 保育士確保・定着対策に関する事。</p> <p>3 私立認可保育所の整備に関する事。</p> <p>子ども施設入園課</p> <p>1 保育の認定及び保育施設の入所に関する事。（東京都認証保育所を除く。）</p> <p>2 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。</p> <p>3 東京都認証保育所等に関する事。</p> <p>4 認可外保育施設等利用給付に関する事。</p> <p>5 未就学児童施設入所者管理システムに関する事。</p> <p>6 保育コンシェルジュ事業に関する事。</p> <p>青少年課</p> <p>1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関する事。</p> <p>2 家庭教育支援の推進及び調整に関する事。</p> <p>3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関する事。</p> <p>4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。</p> <p>5 青少年及び家庭教育の相談に関する事。</p> <p>6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。</p> <p>7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。</p> <p>8 青少年の体験活動の推進及び調査、研究に関する事。</p> <p>9 社会教育委員に関する事。</p> <p>（部長等の職及び職責）</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p> <p>2 部に参事を置くことができる。</p>	<p>2 保育士確保・定着対策に関する事。</p> <p>3 私立認可保育所の整備に関する事。</p> <p>子ども施設入園課</p> <p>1 保育の認定及び保育施設の入所に関する事。（東京都認証保育所を除く。）</p> <p>2 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。</p> <p>3 東京都認証保育所等に関する事。</p> <p>4 認可外保育施設等利用給付に関する事。</p> <p>5 未就学児童施設入所者管理システムに関する事。</p> <p>6 保育コンシェルジュ事業に関する事。</p> <p>青少年課</p> <p>1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関する事。</p> <p>2 家庭教育支援の推進及び調整に関する事。</p> <p>3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関する事。</p> <p>4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。</p> <p>5 青少年及び家庭教育の相談に関する事。</p> <p>6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。</p> <p>7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。</p> <p>8 青少年の体験活動の推進及び調査、研究に関する事。</p> <p>9 社会教育委員に関する事。</p> <p>（部長等の職及び職責）</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p> <p>2 部に参事を置くことができる。</p>

改正前	改正後
3 部長は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。	3 部長は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
4 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (課長等の職及び職責)	4 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (課長等の職及び職責)
第5条 課に課長を置く。	第5条 課に課長を置く。
2 部に副参事を置くことができる。	2 部に副参事を置くことができる。
3 課長は、上司の命を受け、その課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。	3 課長は、上司の命を受け、その課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責)	4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責)
第6条 係に係長を置く。	第6条 係に係長を置く。
2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課に担当係長を置くことができる。	2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課に担当係長を置くことができる。
3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。	3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。
4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。 (専門職の設置及び職責)	6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。 (専門職の設置及び職責)
第7条 <u>教育政策課に指導主事を置く。</u>	第7条 <u>(削除)</u>
2 学力定着推進課及び教育指導課に統括指導主事及び指導主事を置く。 <u>(新設)</u>	1 学力定着推進課及び教育指導課に統括指導主事及び指導主事を置く。 2 <u>前項に定めるもののほか、部に統括指導主事及び指導主事を置くことができる。</u>
3 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程	3 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程

改正前	改正後
<p>学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p>	<p>学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p>
<p>4 青少年課に社会教育主事を置く。</p>	<p>4 青少年課に社会教育主事を置く。</p>
<p>5 前項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。</p>	<p>5 前項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。</p>
<p>6 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する事務に従事する。</p>	<p>6 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する事務に従事する。</p>
<p>7 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。 (その他の職員の職及び職責)</p>	<p>7 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。 (その他の職員の職及び職責)</p>
<p>第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。</p>	<p>第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。</p>
<p>2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (職責の分任)</p>	<p>2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (職責の分任)</p>
<p>第9条 部長は、必要があるときは、教育長の承認を得て、部長、課長又は係長の職責の一部を、それぞれ参事、副参事又は担当係長に分任させることができる。 (教育機関等の組織)</p>	<p>第9条 部長は、必要があるときは、教育長の承認を得て、部長、課長又は係長の職責の一部を、それぞれ参事、副参事又は担当係長に分任させることができる。 (教育機関等の組織)</p>
<p>第10条 教育委員会で所管する教育機関等及び区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第3号）に基づき教育委員会に委任された事務に係る機関（以下「行政機関」という。）の内部組織は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第10条 教育委員会で所管する教育機関等及び区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第3号）に基づき教育委員会に委任された事務に係る機関（以下「行政機関」という。）の内部組織は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>2 教育機関及び行政機関等の組織上の所属は、別表のとおりとする。ただし、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）に規定する補助執行させる事務に係る教育機関等の組織上の所属は、教育委員会が別に定める。 (準用)</p>	<p>2 教育機関及び行政機関等の組織上の所属は、別表のとおりとする。ただし、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）に規定する補助執行させる事務に係る教育機関等の組織上の所属は、教育委員会が別に定める。 (準用)</p>
<p>第11条 服務関係については区長部局の職員について定められているものによる。</p>	<p>第11条 服務関係については区長部局の職員について定められているものによる。</p>

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区教育委員会事務局処務規則（昭和63年3月2日教育委員会規則第2号）は、廃止する。</p> <p>付 則（平成13年3月30日教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年2月14日教委規則第1号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年3月31日教委規則第4号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年3月11日教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月10日教委規則第2号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 （足立区社会教育委員会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。 （足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正）</p> <p>3 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第6項中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。</p> <p>付 則（平成18年3月15日教委規則第8号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月14日教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年3月13日教委規則第4号）</p>	<p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区教育委員会事務局処務規則（昭和63年3月2日教育委員会規則第2号）は、廃止する。</p> <p>付 則（平成13年3月30日教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年2月14日教委規則第1号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年3月31日教委規則第4号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年3月11日教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月10日教委規則第2号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 （足立区社会教育委員会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。 （足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正）</p> <p>3 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第6項中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。</p> <p>付 則（平成18年3月15日教委規則第8号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月14日教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年3月13日教委規則第4号）</p>

改正前	改正後
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程(昭和44年足立区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 別表第1 足立区教育委員会事務局次長印の部中「次長」を「部長」に、「教育政策課長」を「各部庶務担当課長」に改め、同表足立区教育委員会事務局何部長(担当部長)印の部を削り、同表足立区教育委員会事務局何課(室・担当課)長印の部中「何」及び「・担当課」を削る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 0</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 0</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 0 の 2</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 1</p>  </div> </div> <p>別表第2中「」を「」に改め、「」を削り、「」を「」に改める。 (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則(昭和49年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 本則の表第1順位の項中「次長」を「学校教育部長」に改め、同表第2</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程(昭和44年足立区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 別表第1 足立区教育委員会事務局次長印の部中「次長」を「部長」に、「教育政策課長」を「各部庶務担当課長」に改め、同表足立区教育委員会事務局何部長(担当部長)印の部を削り、同表足立区教育委員会事務局何課(室・担当課)長印の部中「何」及び「・担当課」を削る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 0</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 0</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 0 の 2</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>1 1</p>  </div> </div> <p>別表第2中「」を「」に改め、「」を削り、「」を「」に改める。 (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則(昭和49年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 本則の表第1順位の項中「次長」を「学校教育部長」に改め、同表第2</p>

改正前	改正後
<p>順位の項中「教育事業担当部長」を「生涯学習部長」に改める。 (足立区社会教育委員会議規則の一部改正)</p> <p>4 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。 (足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 足立区生涯学習センター条例施行規則（平成12年足立区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。 様式第5号中「学校地域連携課長」を「生涯学習課長」に改める。 (足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>6 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第6項中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。 付 則（平成21年4月1日教委規則第12号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 別表第1足立区教育委員会印の項中「体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。 付 則（平成22年3月16日教委規則第1号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。 付 則（平成23年3月31日教委規則第7号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の</p>	<p>順位の項中「教育事業担当部長」を「生涯学習部長」に改める。 (足立区社会教育委員会議規則の一部改正)</p> <p>4 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。 (足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 足立区生涯学習センター条例施行規則（平成12年足立区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。 様式第5号中「学校地域連携課長」を「生涯学習課長」に改める。 (足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>6 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第6項中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。 付 則（平成21年4月1日教委規則第12号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 別表第1足立区教育委員会印の項中「体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。 付 則（平成22年3月16日教委規則第1号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。 付 則（平成23年3月31日教委規則第7号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の</p>

改正前	改正後
<p>一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和49年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区立校外施設条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 足立区立校外施設条例施行規則（昭和50年足立区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則（平成24年4月1日教委規則第8号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 付 則（平成25年4月1日教委規則第2号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和49年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則（平成26年3月14日教委規則第1号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 付 則（平成27年3月13日教委規則第6号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和49年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区立校外施設条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 足立区立校外施設条例施行規則（昭和50年足立区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則（平成24年4月1日教委規則第8号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 付 則（平成25年4月1日教委規則第2号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和49年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則（平成26年3月14日教委規則第1号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 付 則（平成27年3月13日教委規則第6号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>(足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>付 則（平成28年3月15日教委規則第1号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（足立区教育委員会会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区教育委員会会議規則（平成12年足立区教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>付 則（平成29年3月13日教委規則第3号）</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年6月23日教委規則第12号）</p> <p>この規則は、平成29年6月26日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年3月13日教委規則第3号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>（足立区教育委員会会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区教育委員会会議規則（平成12年足立区教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>（足立区教育委員会規則で定める様式の敬称の取り扱いに関する規則の一部改正）</p> <p>3 足立区教育委員会規則で定める様式の敬称の取り扱いに関する規則（平成2年足立区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>（足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改</p>	<p>(足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>付 則（平成28年3月15日教委規則第1号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（足立区教育委員会会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区教育委員会会議規則（平成12年足立区教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>付 則（平成29年3月13日教委規則第3号）</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年6月23日教委規則第12号）</p> <p>この規則は、平成29年6月26日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年3月13日教委規則第3号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>（足立区教育委員会会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区教育委員会会議規則（平成12年足立区教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>（足立区教育委員会規則で定める様式の敬称の取り扱いに関する規則の一部改正）</p> <p>3 足立区教育委員会規則で定める様式の敬称の取り扱いに関する規則（平成2年足立区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>（足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改</p>

改正前	改正後																
<p>正)</p> <p>4 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区いじめ等問題対策委員会設置条例施行規則の一部改正）</p> <p>5 足立区いじめ等問題対策委員会設置条例施行規則（平成26年足立区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則（平成31年3月29日教委規則第6号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（令和2年3月31日教委規則第7号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和3年3月31日教委規則第1号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>正)</p> <p>4 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区いじめ等問題対策委員会設置条例施行規則の一部改正）</p> <p>5 足立区いじめ等問題対策委員会設置条例施行規則（平成26年足立区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則（平成31年3月29日教委規則第6号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（令和2年3月31日教委規則第7号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和3年3月31日教委規則第1号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>																
<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 845 1066 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属</th> <th>教育機関及び行政機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子ども家庭部</td> <td>子ども施設運営課</td> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども支援センターげんき</td> </tr> </tbody> </table>	所属		教育機関及び行政機関等	子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所		こども支援センターげんき	<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 845 2060 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属</th> <th>教育機関及び行政機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子ども家庭部</td> <td>子ども施設運営課</td> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども支援センターげんき</td> </tr> </tbody> </table>	所属		教育機関及び行政機関等	子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所		こども支援センターげんき
所属		教育機関及び行政機関等															
子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所															
		こども支援センターげんき															
所属		教育機関及び行政機関等															
子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所															
		こども支援センターげんき															

副参事及び係（担当係長）分掌事務の一部を改正する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>○副参事及び係（担当係長）分掌事務 令和<u>3</u>年4月1日現在</p> <p>副参事及び係（担当係長）分掌事務 教育指導部 <u>（新設）</u></p> <p><u>副参事（小中連携教育担当）</u> <u>（1）小中連携教育の推進に関すること。</u> <u>（2）小中連携教育による学力向上に関すること。</u> <u>（3）その他小中連携教育に関する研究・研修に関すること。</u></p> <p><u>副参事（英語教育推進担当）</u> <u>（1）英語教育の推進に関すること。</u></p> <p>学校運営部 副参事（おいしい給食担当） （1）おいしい給食事業に関すること。</p> <p>子ども家庭部 <u>副参事（子ども施設指導・支援担当）</u> <u>（1）保育施設等の指導検査実施計画に関すること。</u> <u>（2）保育施設等の助言及び相談に関すること。</u> <u>（3）保育施設の指導検査に関すること。</u> <u>（4）保育施設等の保健衛生及び園児の健康に関すること。</u> <u>（5）保育施設等の給食及び食育に関すること。</u> <u>（新設）</u></p>	<p>○副参事及び係（担当係長）分掌事務 令和4年<u>4</u>月1日現在</p> <p>副参事及び係（担当係長）分掌事務 教育指導部 <u>副参事（学校ICT推進担当）</u> <u>（1）教育ICT環境の整備に関すること。</u> <u>（2）ICTを活用した教育施策の企画・立案に関すること。</u> <u>（3）区立学校のICT活用力向上に関すること。</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>学校運営部 副参事（おいしい給食担当） （1）おいしい給食事業に関すること。</p> <p>子ども家庭部 <u>（削除）</u></p> <p><u>副参事（就学前教育推進担当）</u> <u>（1）就学前教育施策の推進に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>副参事（待機児ゼロ対策担当）</p> <p>（１） 待機児童対策に関する事。</p> <p>教育指導部</p> <p>教育政策課</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>（１） 教育委員会に関する事。</p> <p>（２） 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関する事。</p> <p>（３） 学校教育に係る支援の全体調整に関する事。</p> <p>（４） 事務局の調整管理に関する事。</p> <p>（５） 公印の管守及び公告式に関する事。</p> <p>（６） 文書の受発、審査及び保存に関する事。</p> <p>（７） 法規及び庁規に関する事。</p> <p>（８） 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>（９） 部の組織定数及び予算に関する事。</p> <p>（１０） 部の調整管理に関する事。</p> <p>（１１） 部内他の課及び係に属しない事。</p> <p><u>学校情報化推進担当係長</u></p> <p><u>（１） 区立学校の学習用 I C T環境の整備及び活用の調整に関する事。</u></p> <p><u>（２） 区立学校の校務用 I C T環境の整備の調整及び運用管理に関する事。</u></p> <p><u>（３） 区立学校の情報セキュリティの確保に関する事。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>副参事（待機児ゼロ対策担当）</p> <p>（１） 待機児童対策に関する事。</p> <p>教育指導部</p> <p>教育政策課</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>（１） 教育委員会に関する事。</p> <p>（２） 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関する事。</p> <p>（３） 学校教育に係る支援の全体調整に関する事。</p> <p>（４） 事務局の調整管理に関する事。</p> <p>（５） 公印の管守及び公告式に関する事。</p> <p>（６） 文書の受発、審査及び保存に関する事。</p> <p>（７） 法規及び庁規に関する事。</p> <p>（８） 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>（９） 部の組織定数及び予算に関する事。</p> <p>（１０） 部の調整管理に関する事。</p> <p>（１１） 部内他の課及び係に属しない事。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>副参事（学校 I C T推進担当）</u></p> <p><u>学校 I C T環境整備担当係長</u></p> <p><u>（１） 校務系 I C T機器・システムの管理・調整に関する事。</u></p> <p><u>（２） 校務支援システムの運用に関する事。</u></p> <p><u>（３） 学習系 I C T機器・学習NWの管理・調整に関する事。</u></p> <p><u>（４） 教育セキュリティポリシーに関する事。</u></p>

改正前	改正後
<p>学力定着推進課 学力定着推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎学力定着に関する教育施策の推進に関すること。 (2) 区立学校経営の支援に関すること。 (3) <u>児童・生徒の英語基礎力の定着と向上に関すること。</u> (4) <u>小学校英語の教科化及び必修化の推進、定着に関すること。</u> (5) 課内他の係に属しないこと。 <p>学力調査担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学力調査の実施及び分析に関すること。 (2) <u>足立はばたき塾の実施に関すること。</u> <p>事業担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 <p><u>(新設)</u></p> <p>教育指導課 教育指導係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>教育管理職</u>の人事に係る東京都教育委員会との調整に関すること。 (2) 教科用図書の採択に関すること。 (3) 児童・生徒に係る事故に関すること。 	<p><u>(5) 学校ホームページに関すること。</u></p> <p><u>学校ICT活用推進担当係長</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>ICTを活用した教育施策の総合的企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>区立学校のICT活用力向上に関すること。</u> (3) <u>情報活用能力の育成に関すること。</u> (4) <u>ICT活用促進協議会の事務局に関すること。</u> (5) <u>指導主事業務の事務的支援に関すること。</u> <p>学力定着推進課 学力定着推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎学力定着に関する教育施策の推進に関すること。 (2) 区立学校経営の支援に関すること。 (3) <u>学力定着指導員に関すること。</u> (4) <u>足立はばたき塾の実施に関すること。</u> (5) 課内他の係に属しないこと。 <p>学力調査担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学力調査の実施及び分析に関すること。 <p><u>(削除)</u></p> <p>事業担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 (2) <u>英語マスター講座の実施に関すること。</u> <p>教育指導課 教育指導係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>指導主事</u>の人事に係る東京都教育委員会との調整に関すること。 (2) 教科用図書の採択に関すること。 (3) 児童・生徒に係る事故に関すること。

改正前	改正後
<p>(4) 指導主事業務の事務的支援に関する事。</p> <p>(5) 区立学校における教育課程の編成に関する事。</p> <p>(6) 区立学校における学習指導、生活指導その他学校教育の指導・助言に関する事。</p> <p>(7) 区立学校への支援に関する事。</p> <p>(8) 教科書その他教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(9) 教育施策の企画、立案、実施に関する事。</p> <p>(10) 各種委員会の運営に関する事。</p> <p>(11) 校長、副校長及び教職員研修の企画、立案、実施に関する事。</p> <p>(12) 区立学校におけるいじめ等防止対策の推進及びいじめ相談に関する事。</p> <p>(13) 課内他の係に属しない事。</p>	<p>(4) 指導主事業務の事務的支援に関する事。</p> <p>(5) 区立学校における教育課程の編成に関する事。</p> <p>(6) 区立学校における学習指導、生活指導その他学校教育の指導・助言に関する事。</p> <p>(7) 区立学校への支援に関する事。</p> <p>(8) 教科書その他教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(9) 教育施策の企画、立案、実施に関する事。</p> <p>(10) 各種委員会の運営に関する事。</p> <p>(11) 校長、副校長及び教職員研修の企画、立案、実施に関する事。</p> <p>(12) 区立学校におけるいじめ等防止対策の推進及びいじめ相談に関する事。</p> <p>(13) 課内他の係に属しない事。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>幼保小連携担当係長</u></p>
<p>教員人事係</p>	<p><u>(1) 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。</u></p>
<p>(1) 教職員の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>	<p>教員人事係</p>
<p>サービス調査担当係長</p>	<p>(1) <u>教育管理職及び</u>教職員の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>
<p>(1) 教育管理職及び教職員のサービスに係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>	<p>サービス調査担当係長</p>
<p>(2) 足立区いじめ等問題対策委員会の運営に関する事。</p>	<p>(1) 教育管理職及び教職員のサービスに係る東京都教育委員会との調整に関する事。</p>
<p>研修係</p>	<p>(2) 足立区いじめ等問題対策委員会の運営に関する事。</p>
<p>(1) 教職員研修の運営に関する事。</p>	<p>研修係</p>
<p>(2) 教育情報・教育資料等の整備及び活用に関する事。</p>	<p>(1) 教職員研修の運営に関する事。</p>
<p><u>就学前教育推進課</u></p>	<p>(2) 教育情報・教育資料等の整備及び活用に関する事。</p>
<p><u>就学前教育推進担当係長</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(1) 就学前教育施策の推進に関する事。</u></p>	
<p><u>(2) 区立園の指導・支援に関する事。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(3) 区立園の保育・教育課程、園評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 幼保小連携活動の推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) 幼保小連携アドバイザーの活動に関すること。</u></p> <p>学校運営部 学校支援課 庶務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校運営に係る支援の全体調整に関すること。 (2) 事務局職員の人事に関すること。 (3) 文書の受発、審査及び保存に関すること。 (4) 教育行政の広報に関すること。 (5) 部の調整管理に関すること。 (6) 部内他の課及び係に属しないこと。 <p>教育調整担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 部の組織定数及び予算に関すること。 (2) 学校運営に係る支援の全体調整に関すること。 (3) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関すること。 <p>学校地域連携担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開かれた学校づくりの推進・支援に関すること。 (2) 学校運営協議会に関すること。 (3) 放課後子ども教室事業に関すること。 (4) 区立学校と地域との協働・協創による施策事業の推進に関すること。 <p>教職員管理係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校勤務区職員の人事・サービスに関すること。 (2) 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関すること。 (3) 教職員の給与、旅費及び学校勤務区職員の旅費に関すること。 	<p>学校運営部 学校支援課 庶務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校運営に係る支援の全体調整に関すること。 (2) 事務局職員の人事に関すること。 (3) 文書の受発、審査及び保存に関すること。 (4) 教育行政の広報に関すること。 (5) 部の調整管理に関すること。 (6) 部内他の課及び係に属しないこと。 <p>教育調整担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 部の組織定数及び予算に関すること。 (2) 学校運営に係る支援の全体調整に関すること。 (3) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関すること。 <p>学校地域連携担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開かれた学校づくりの推進・支援に関すること。 (2) 学校運営協議会に関すること。 (3) 放課後子ども教室事業に関すること。 (4) 区立学校と地域との協働・協創による施策事業の推進に関すること。 <p>教職員管理係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校勤務区職員の人事・サービスに関すること。 (2) 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関すること。 (3) 教職員の給与、旅費及び学校勤務区職員の旅費に関すること。

改正前	改正後
<p>(4) 教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(5) 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>学校経理係</p> <p>(1) 区立学校の予算、決算及び執行管理に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の運営に関すること。</p> <p>学校検査担当係長</p> <p>(1) 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>施設管理係</p> <p>(1) 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、教育長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p>適正配置担当係長</p> <p>(1) 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>助成係</p> <p>(1) 義務教育に係る援助に関すること。</p> <p>(2) 育英資金に関すること。</p> <p>(3) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>(4) 児童の通学路に関すること。</p> <p>(5) 就学事務に係る調査統計に関すること。</p> <p>(6) 教科書の無償給付に関すること。</p>	<p>(4) 教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(5) 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>学校経理係</p> <p>(1) 区立学校の予算、決算及び執行管理に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の運営に関すること。</p> <p>学校検査担当係長</p> <p>(1) 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>施設管理係</p> <p>(1) 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p>適正配置担当係長</p> <p>(1) 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>助成係</p> <p>(1) 義務教育に係る援助に関すること。</p> <p>(2) 育英資金に関すること。</p> <p>(3) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>(4) 児童の通学路に関すること。</p> <p>(5) 就学事務に係る調査統計に関すること。</p> <p>(6) 教科書の無償給付に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>学校保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の保健衛生及び環境衛生に関すること。 (2) 学校医等に関すること。 (3) 児童及び生徒の災害共済給付に関すること。 (4) 学校保健会の支援に関すること。 <p>おいしい給食担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) おいしい給食事業に関すること。 (2) 学校給食PRに関すること。 <p>学校給食係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の運営及び指導・助言に関すること。 (2) 学校給食調理業務の委託に関すること。 <p>学校給食担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食のアレルギー対応及び衛生管理等に関すること。 <p><u>(新設)</u></p> <p>自然教室係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然教室等に関すること。 (2) 校外施設の運営・維持管理・改修計画に関すること。 <p><u>調整担当係長</u></p> <p><u>(1) 育英資金貸付償還金の滞納整理等に関すること。</u></p> <p>子ども家庭部</p> <p>子ども政策課</p> <p>管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども支援及び子育て支援施策の総合調整に関すること。 (2) 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 (3) 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 (4) 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 (5) 部の調整管理に関すること。 	<p>学校保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の保健衛生及び環境衛生に関すること。 (2) 学校医等に関すること。 (3) 児童及び生徒の災害共済給付に関すること。 (4) 学校保健会の支援に関すること。 <p>おいしい給食担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) おいしい給食事業に関すること。 (2) 学校給食PRに関すること。 <p>学校給食係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の運営及び指導・助言に関すること。 (2) 学校給食調理業務の委託に関すること。 <p>学校給食担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食のアレルギー対応及び衛生管理等に関すること。 <u>(2) 学校給食を通じた食育に関すること。</u> <p>自然教室係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然教室等に関すること。 (2) 校外施設の運営・維持管理・改修計画に関すること。 <p><u>(削除)</u></p> <p>子ども家庭部</p> <p>子ども政策課</p> <p>管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども支援及び子育て支援施策の総合調整に関すること。 (2) 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 (3) 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 (4) 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 (5) 部の調整管理に関すること。

改正前	改正後
<p>(6) 部内他の課及び係に属しないこと。</p> <p>子ども施策推進担当係長</p> <p>(1) 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援制度担当係長</p> <p>(1) 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(3) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会の運営に関すること。</p> <p>保育人事計画担当係長</p> <p>(1) 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。</p> <p>行政不服審査担当係長</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業等に係る行政不服審査に関すること。</p> <p><u>私立幼稚園係</u></p> <p>(1) 私立幼稚園及び私立専修学校並びに私立各種学校の認可に関すること。</p> <p>(2) 私立幼稚園・私立認定こども園の調整及び運営費に関すること。</p> <p>(3) 子育てのための施設等利用費に関すること。</p> <p>(4) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減に関すること。</p> <p><u>(5) 私立幼稚園及び私立認定こども園の子ども・子育て支援法に基づく確認に関すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(6) 部内他の課及び係に属しないこと。</p> <p>子ども施策推進担当係長</p> <p>(1) 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援制度担当係長</p> <p>(1) 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(3) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会の運営に関すること。</p> <p>保育人事計画担当係長</p> <p>(1) 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。</p> <p>行政不服審査担当係長</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業等に係る行政不服審査に関すること。</p> <p><u>私立幼稚園第一係</u></p> <p>(1) 私立幼稚園及び私立専修学校並びに私立各種学校の認可に関すること。</p> <p>(2) 私立幼稚園・私立認定こども園の調整及び運営費に関すること。</p> <p>(3) 子育てのための施設等利用費に関すること。</p> <p>(4) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>私立幼稚園第二係</u></p> <p><u>(1) 私立幼稚園及び私立専修学校並びに私立各種学校の認可に関すること。</u></p> <p><u>(2) 私立幼稚園・私立認定こども園の調整及び運営費に関すること。</u></p> <p><u>(3) 子育てのための施設等利用費に関すること。</u></p> <p><u>(4) 私立幼稚園及び私立認定こども園の子ども・子育て支援法に基</u></p>

改正前	改正後
<p><u>副参事（子ども施設指導・支援担当）</u></p> <p><u>子ども施設指導・支援担当係長</u></p> <p><u>（１） 保育施設等の指導検査実施計画策定に関すること。</u></p> <p><u>（２） 保育施設等の助言及び相談に関すること。</u></p> <p><u>（３） 保育施設の指導検査実施に関すること。</u></p> <p><u>（４） 保育施設等の保健衛生及び園児の健康に関すること。</u></p> <p><u>（５） 保育施設等の給食及び食育に関すること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>子ども施設運営課</p> <p>運営調整係</p> <p>（１） 区立園長会に関すること。</p> <p>（２） 保育施設用地の管理に関すること。</p> <p>（３） 課内他の係に属しないこと。</p> <p>公設民営担当係長</p>	<p><u>づく確認に関すること。</u></p> <p><u>（廃止）</u></p> <p><u>子ども施設指導・支援課</u></p> <p><u>指導調整係</u></p> <p><u>（１） 就学前教育・保育施設の指導検査実施に関すること。</u></p> <p><u>（２） 課内他の係に属しないこと。</u></p> <p><u>指導調整担当係長</u></p> <p><u>（１） 就学前教育・保育施設の指導検査実施計画策定に関すること。</u></p> <p><u>（２） 就学前教育・保育施設の指導検査実施に関すること。</u></p> <p><u>指導・支援担当係長</u></p> <p><u>（１） 就学前教育・保育施設の指導検査実施に関すること。</u></p> <p><u>（２） 就学前教育・保育施設への助言及び相談に関すること。</u></p> <p><u>保健衛生担当係長</u></p> <p><u>（１） 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関すること。</u></p> <p><u>給食・食育支援担当係長</u></p> <p><u>（１） 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関すること。</u></p> <p>子ども施設運営課</p> <p>運営調整係</p> <p>（１） 区立園長会に関すること。</p> <p>（２） 保育施設用地の管理に関すること。</p> <p>（３） 課内他の係に属しないこと。</p> <p>公設民営担当係長</p>

改正前	改正後
<p>(1) 公設民営保育所（指定管理者）の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 公設民営保育所（指定管理者）の維持及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立保育施設の運営事業者等の選定に関すること。</p> <p>(4) 公設民営保育所（指定管理者）の評価に関すること。</p> <p>区立保育施設係</p> <p>(1) 区立認可保育所及び区立認定こども園の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立認可保育所及び区立認定こども園の改築、改修計画（公設民営保育所含む）、維持及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立認可保育所及び区立認定こども園の給食運営に関すること。</p> <p>(4) 区立認可保育所及び区立認定こども園の保育教材及び保育用具に関すること。</p> <p>(5) 区立認可保育所及び区立認定こども園の保健衛生に関すること。</p> <p><u>区立保育施設担当係長</u></p> <p><u>(1) 区立保育所の特別保育事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 区立認可保育所及び区立認定こども園の支援に関すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>私立保育園課 施設調整係</p>	<p>(1) 公設民営保育所（指定管理者）の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 公設民営保育所（指定管理者）の維持及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立保育施設の運営事業者等の選定に関すること。</p> <p>(4) 公設民営保育所（指定管理者）の評価に関すること。</p> <p>区立保育施設係</p> <p>(1) 区立認可保育所及び区立認定こども園の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立認可保育所及び区立認定こども園の改築、改修計画（公設民営保育所含む）、維持及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立認可保育所及び区立認定こども園の給食運営に関すること。</p> <p>(4) 区立認可保育所及び区立認定こども園の保育教材及び保育用具に関すること。</p> <p>(5) 区立認可保育所及び区立認定こども園の保健衛生に関すること。</p> <p><u>(廃止)</u></p> <p><u>就学前教育推進担当係長</u></p> <p><u>(1) 就学前教育施策の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 区立園の指導・支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区立園の保育・教育課程、園評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 幼保小連携活動の推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) 幼保小連携アドバイザーの活動に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育・保育の質の向上に関すること。</u></p> <p><u>(7) 区立園の特別保育に関すること。</u></p> <p>私立保育園課 施設調整係</p>

改正前	改正後
<p>(1) 保育士確保・定着対策に関すること。</p> <p>(2) 課内他の係に属さないこと。</p> <p>待機児ゼロ対策担当係長</p> <p>(1) 待機児童対策に関すること。</p> <p><u>私立保育園係</u></p> <p>(1) <u>私立認可保育所の調整及び運営費に関すること。</u></p> <p>(2) <u>私立認可保育所施設改修の助成に関すること。</u></p> <p>(3) <u>私立認可保育所の特別保育の推進に関すること。</u></p> <p>(4) 私立認可保育所の整備に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>私立保育園支援担当係長</u></p> <p>(1) <u>私立認可保育所、新規開設保育施設の指導及び相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>私立認可保育所の整備・運営事業者の選定にかかる実地調査に関すること。</u></p> <p>子ども施設入園課</p> <p>保育調整係</p> <p>(1) 保育コンシェルジュ事業に関すること。</p> <p>(2) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>入園第一係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p>	<p>(1) 保育士確保・定着対策に関すること。</p> <p>(2) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>待機児ゼロ対策担当係長</p> <p>(1) 待機児童対策に関すること。</p> <p><u>私立保育園第一係</u></p> <p>(1) <u>私立認可保育所（社会福祉法人、宗教法人、個人が運営するもの）に関する施策の調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>私立認可保育所の運営費に関すること。</u></p> <p>(3) <u>私立認可保育所施設改修の助成に関すること。</u></p> <p>(4) 私立認可保育所の整備に関すること。</p> <p><u>私立保育園第二係</u></p> <p>(1) <u>私立認可保育所（株式会社、有限会社、学校法人が運営するもの）に関する施策の調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>私立認可保育所の運営費に関すること。</u></p> <p>(3) <u>私立認可保育所施設改修の助成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>私立認可保育所の整備に関すること。</u></p> <p><u>(廃止)</u></p> <p>子ども施設入園課</p> <p>保育調整係</p> <p>(1) 保育コンシェルジュ事業に関すること。</p> <p>(2) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>入園第一係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>入園第二係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>入園第三係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>地域保育係</p> <p>(1) 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業の調整及び運営費に関すること。</p> <p>認証・認可外保育係</p> <p>(1) 東京都認証保育所等の調整及び運営費に関すること。</p> <p>(2) 認可外保育施設等利用給付に関すること。</p> <p>地域保育支援担当係長</p>	<p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>入園第二係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>入園第三係</p> <p>(1) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所相談及び情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(3) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の入所に係る利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育施設（東京都認証保育所を除く）の保育料に関すること。</p> <p>(5) 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</p> <p>地域保育係</p> <p>(1) 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業の調整及び運営費に関すること。</p> <p>認証・認可外保育係</p> <p>(1) 東京都認証保育所等の調整及び運営費に関すること。</p> <p>(2) 認可外保育施設等利用給付に関すること。</p> <p>地域保育支援担当係長</p>

改正前	改正後
<p>(1) 地域型保育事業等の運営支援、研修及び相談に関する事 青少年課 管理調整係</p> <p>(1) 成人の日 の集い に関する事。 (2) 青少年対策に関する事。 (3) 青少年問題に関する調査研究に関する事。 (4) 青少年委員に関する事。 (5) 青少年委員会の支援に関する事。 (6) 子どもの遊び場に関する事。 (7) 社会教育委員に関する事。 (8) 課内他の係に属しない事。</p> <p>家庭教育係</p> <p>(1) 青少年教育及び青少年対策並びに家庭教育の計画、助言等に関する事。 (2) 青少年活動のための研修、人材育成に関する事。 (3) 家庭教育支援施策に関する事。 (4) 青少年の居場所づくりに関する事。 (5) 青少年教育等に係る調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。 (6) 青少年に係る相談に関する事。</p> <p>青少年事業係</p> <p>(1) 青少年教育の実施に関する事。 (2) 青少年及び青少年団体並びに青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 (3) 少年団体連合協議会の支援に関する事。 (4) P T A 連合会に関する事。</p> <p>体験活動調整担当係長</p>	<p>(1) 地域型保育事業等の運営支援、研修及び相談に関する事。 青少年課 管理調整係</p> <p>(1) 成人の日 記念事業 に関する事。 (2) 青少年対策に関する事。 (3) 青少年問題に関する調査研究に関する事。 (4) 青少年委員に関する事。 (5) 青少年委員会の支援に関する事。 (6) 子どもの遊び場に関する事。 (7) 社会教育委員に関する事。 (8) 課内他の係に属しない事。</p> <p>家庭教育係</p> <p>(1) 青少年教育及び青少年対策並びに家庭教育の計画、助言等に関する事。 (2) 青少年活動のための研修、人材育成に関する事。 (3) 家庭教育支援施策に関する事。 (4) 青少年の居場所づくりに関する事。 (5) 青少年教育等に係る調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。 (6) 青少年に係る相談に関する事。</p> <p>青少年事業係</p> <p>(1) 青少年教育の実施に関する事。 (2) 青少年及び青少年団体並びに青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 (3) 少年団体連合協議会の支援に関する事。 (4) P T A 連合会に関する事。</p> <p>体験活動調整担当係長</p>

改正前	改正後
(1) 家庭、地域、学校等と連携した青少年の体験活動に関する事。	(1) 家庭、地域、学校等と連携した青少年の体験活動に関する事。

第 1 2 号議案

令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価について

令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状
況の点検及び評価について、別添資料 1 のとおりとする。

記

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、
教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び
評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 3 1 日

件 名	令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所管部課名	教育指導部 教育政策課、教育指導課
内 容	<p>地教行法第 2 6 条の規定に基づき、令和 3 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を報告書（別添資料 1）として作成したので、これを議決に付す。</p> <p>1 目的 法に基づき、足立区教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検と評価を実施し、その結果を公表することで、区民への説明責任を果たすとともに、効果的な教育行政を推進する。</p> <p>2 点検・評価について</p> <p>(1) 教育委員による評価</p> <p style="margin-left: 20px;">ア テーマ：日本語指導事業（所管課：教育指導課） 教育委員が日本語指導事業（日本語適応指導講師、日本語学習ルーム、四中夜間）の現場に赴き、それらの取り組みを点検し、今後の施策・事業の展開や見直しに反映させる。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 主な意見・要望</p> <p style="margin-left: 40px;">① 三つの事業とも、長期休業期間中の日本語学習の継続が課題である。また日本語学習ルームへの通所が困難な場合もあり、自宅等でのオンライン指導の検討をする必要がある。</p> <p style="margin-left: 40px;">② 日本語学習ルームでは、講師の指導力に差があるため研修等の充実を図っていくことが必要である。</p> <p style="margin-left: 40px;">③ 日本語学習ルームでは生徒が在籍校で昼食をとるため、指導時間を調整せざるを得ないなど、時間的なロスも見られた。</p> <p style="margin-left: 40px;">④ 第四中学校の養護教諭とスクール・カウンセラーの加配及び各日本語指導事業で使用する教材の共通化を図るべき。</p> <p>(2) 区民評価委員会による評価</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 対象事業 教育委員会所管の重点プロジェクト事業 8 事業と一般事務事業 2 事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 評価結果</p> <p style="margin-left: 40px;">① 重点プロジェクト 全体評価：8 事業の平均値で 5 点満点中約 4.1 の評価 個別評価：反映結果、達成度、方向性いずれも平均約 4.0 の評価</p>

	<p>② 一般事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習支援ボランティア事業」は概ねB評価であったが、今後もニーズが高いならば退職者への依頼などが必要と評された。 ・ 「青少年対策事業（民間遊び場設置事業補助）」も概ねB評価であったが広場の利用者が減少傾向にある場合は広場の縮小・補助金の減額を検討すべきと評された。 <p>3 今後の方向性</p> <p>(1) 長期休業期間中の日本語学習の継続や日本語学習ルームへの通所が困難な生徒がいることから、一人一台のタブレット環境を活かし、児童・生徒がいつでも学べる環境づくりの準備を進める。</p> <p>(2) 日本語学習ルームでは講師の指導力に差があるため、国や都の研修事業、第四中学校夜間学級との交流研修等を実施するなどして、レベルアップを図る。</p> <p>(3) 昼食を在籍校で取らなければならないことによる時間のロスが発生するため、生徒の状況によっては、日本語学習ルームで給食を提供するなどして時間のロスを減らす工夫に努めていく。</p> <p>(4) 第四中学校における養護教諭とスクール・カウンセラーの加配や教材の共通化に対しては、教育委員会の各課の連携をはじめ、国や都の施策事業の活用、人事に関する東京都との折衝等を通して、夜間学級の人的・物的資源の充実を支援していく。</p>
今後の方針	議決を得られた際は文教委員会に報告するとともに、区HPで公表する。

第13号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

令和4年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 令和4年4月1日

(部長級)

氏名 森 太 一

職層名 参 事

発令内容 学校運営部長を命ずる

学校運営部学校施設管理課長事務取扱を命ずる

氏名 上遠野 葉 子

職層名 参 事

発令内容 子ども家庭部子ども施設指導・支援課長事務取扱を命
ずる

(課長級)

氏名 田 卷 正 義

職層名 副参事

発令内容 教育指導部教育政策課長を命ずる

教育指導部学力定着推進課長兼務を命ずる

氏 名 秋 元 康 裕
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 教 育 指 導 部 副 参 事 (学 校 I C T 推 進 担 当) を 命 ず る

氏 名 安 部 嘉 昭
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 子 ども 施 設 運 営 課 長 を 命 ず る
子 ども 家 庭 部 副 参 事 (就 学 前 教 育 推 進 担 当) 兼 務 を 命 ず る

氏 名 蜂 谷 勝 己
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 私 立 保 育 園 課 長 を 命 ず る
子 ども 家 庭 部 副 参 事 (待 機 児 ゼ ロ 対 策 担 当) 兼 務 を 命 ず る

氏 名 平 塚 晃 夫
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 子 ども 施 設 入 園 課 長 を 命 ず る

氏 名 山 田 勉
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 青 少 年 課 長 を 命 ず る

氏 名 森 田 路 子
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 こ ども 支 援 セ ン タ ー げ ん き 所 長 付 教 育 相 談 課 長 を 命 ず る

2 発令年月日 令和4年3月31日

(部長級)

氏名 川口 弘
職層名 参事
発令内容 学校運営部長を免ずる

(課長級)

氏名 志村 昌孝
職層名 副参事
発令内容 教育指導部副参事（小中連携教育担当）を免ずる
教育指導部副参事（英語教育推進担当）兼務を解く

氏名 浅見 寿和
職層名 副参事
発令内容 学校運営部学校施設管理課長を免ずる

氏名 島田 裕司
職層名 副参事
発令内容 子ども家庭部子ども施設運営課長を免ずる

氏名 櫻井 健
職層名 副参事
発令内容 子ども家庭部私立保育園課長を免ずる
子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）兼務を解く

氏名 下河邊 純子
職層名 副参事

発令内容 子ども家庭部青少年課長を免ずる

氏 名 楠 山 慶 之

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長付教育相談課長を免ずる

(提案理由)

令和4年4月1日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるため、この案を提出いたします。